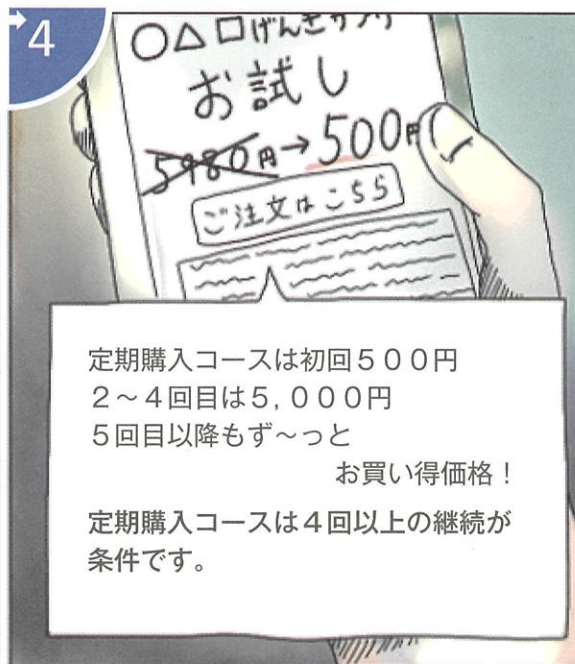




「お試し」のつもりが実は「定期購入」？



Q1

このまま
送り返していいかな？

Q2

「お試し」じゃないの？

Q3

定期購入？
断れないの？

ご相談はお近くの消費生活センターへ



京のチェックポイント



Q1. このまま送り返していいかな？

A1. まずは販売業者に返品したいと連絡しましょう。

販売業者に連絡せず返品すると、受け取り拒否され荷物が戻って来たり、荷物の行方が分からなくなったりするなど、トラブルのもとになります。

Q2. 「お試し」じゃないの？

A2. 「お試し」と書いてあっても定期購入が条件になっている場合があります。

スマートフォンなど小さな画面から申し込む場合は特に注意が必要です。契約条件が小さな字で書かれていることもあるので、注文する前に、契約条件をしっかりと読んで確認することが、トラブルを回避するためのポイントです。

Q3. 定期購入？断れないの？

A3. 期間や回数が決まった定期購入で申し込んだ場合、断れません。

ネットでの商品購入は通信販売なので、解約時には返品特約に従うことになります。注文する前に、「1回だけ」でいいのか、「〇〇回以降」なら解約できるのか、解約申し出はいつまでにするのか、申し出先や方法（電話やメールなど）も確認しておきましょう。

通信販売を利用するときは

☆通信販売には「クーリング・オフ」は適用されません！

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などの場合に一定期間（多くは8日間）、申し込みの撤回や契約の解除ができる制度ですが、通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。

注文するときには返品や交換条件などをしっかり確認しましょう。

☆申込時の画面や広告は保存しておきましょう！

申込時の画面や広告は後で確認できるように保存しておき、商品が届いたら注文内容と相違ないか、壊れていないかなどをすぐに確認しましょう。



不安なときは
まずお電話を！

消費者ホットライン (お近くの消費生活相談窓口につながります)	188 (いやや!)
京都府消費生活安全センター 暮らしの相談	075-671-0004
京都府消費生活安全センター 高齢者消費生活ホットライン	075-671-0144
消費生活土日祝日電話相談 (緊急のみ)	075-257-9002